

おしえて 消費生活！！

【相談事例】

ネット通販で靴を購入した。サイズが小さかったので交換を希望したが、合うサイズがなく、「返品はできない」と言われた。注文前に、「返品できない」との表示は目に入らなかった。クーリング・オフできないのか。

(80歳代 男性)



えっ！通信販売 クーリング・オフできないの？

＜アドバイス＞

- ◎ 通信販売には、クーリング・オフ制度はありません。返品については事業者が決めた特約（返品特約）に従うことになります。
- ◎ 「返品特約」が定められていない場合は、商品を受け取った日を含めて8日以内であれば、消費者が送料を負担し返品できます。
- ◎ 通信販売で、商品等を購入する際は、事前に返品の可否や返品・交換が可能な場合の条件などをよく確認しましょう。
- ◎ よくわからない場合や困ったときは、東広島市消費生活センターにご相談ください。

東広島市消費生活センター

東広島市役所 北館 1階 2番窓口 電話 082-421-7189

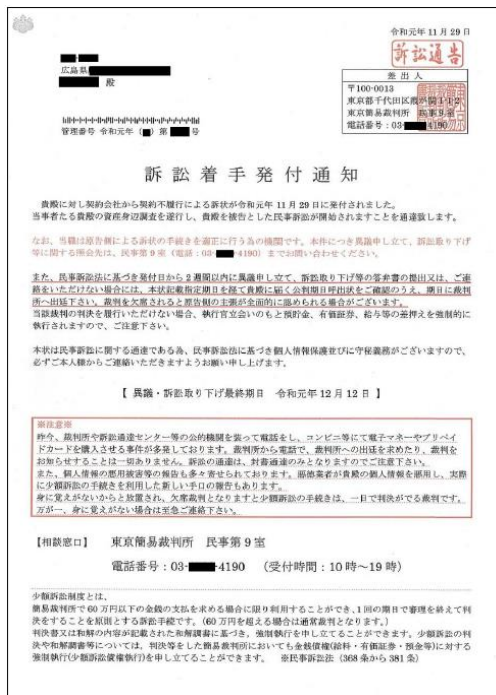
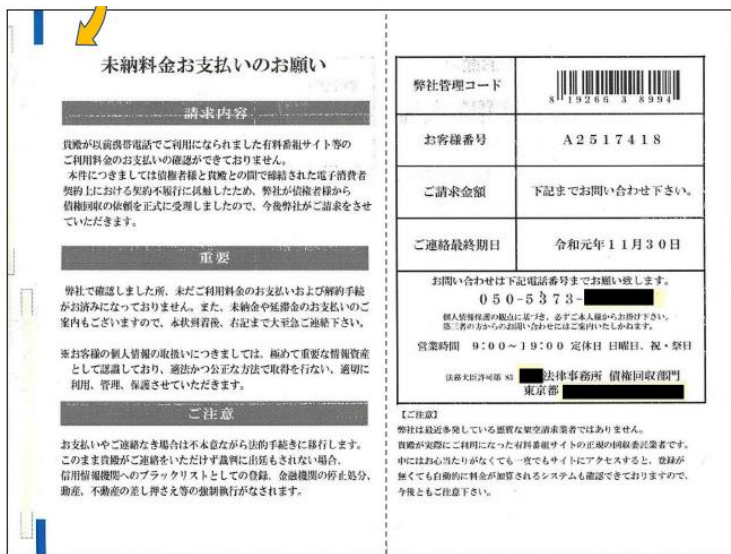
(月～金 (祝日・年末年始の市の休日を除く。)) 9～12時 13～17時

特殊詐欺に注意！！ 新手口！開封式ハガキや封書の詐欺に注意

県内でも発生中！

↓ 開封式ハガキ型

↓ 封書型



被害にあわないために

- このように、身に覚えのない未納料金の請求や訴訟着手の書類が届いても、
記載された連絡先には絶対に電話しないでください！
一人で悩まずに家族や周囲の人に相談しましょう。

◎土日祝日に消費生活相談を希望の方

独立行政法人 国民生活センター

相談時間：土日祝日 10:00~16:00

消費者ホットライン 188 (イヤ)